

措置を講ずることとされている。

このように、リスク評価によりリスクがあると判定された場合には、事業者は自らMSDS等の情報に基づき、自主的に必要な健康障害防止対策を講ずる必要がある。また、国は必要に応じ、MSDSを交付すべき対象物質を追加することが求められている。

さらに、あり方検討会報告書でも指摘されているように、有害性の程度の高い物質を労働者が取り扱う作業等のリスクが特に高い場合には、その程度に応じて規制を行うなどの国によるリスク管理を実施する必要がある。

一方、リスク管理としての措置を検討するに際しては、リスク評価は得られた範囲の限られた情報に基づくもの等であることから、リスクの判定には不確実性が含まれることを踏まえて評価していることを考慮する必要がある。

(2) 考慮すべき事項

上記基本的考え方を踏まえると、リスクがあると判断された化学物質等を取り扱う作業等については、次の事項を考慮し、行政的措置を講ずることが求められる。

ア 化学物質等の有害性の程度が高いこと。

化学物質等の許容濃度等が特に小さいものであること、又はGHSによる有害性の区分が上位に位置づけされるものであること。

イ ばく露の程度の高い作業等であること。

(ア) 発じん性、揮発性の程度等が特に高く、ばく露を受けやすい物理的・化学的性状を有するものであること。

(イ) 当該化学物質の取扱量が多いこと又は従事労働者が多いこと。また、当該化学物質が開放系で製造、又は取り扱われており、通常の使用状態において労働者が高濃度の化学物質等にばく露する可能性が高いこと。

ウ 取扱いの範囲、健康障害の発生状況等

(ア) 物質等の取扱いが広範囲にわたる等自主的な健康障害防止対策には限界があり、法令による規制等以外では健康障害を防止することが困難と考えられる状況があること

(イ) 健康障害の発生状況、労働衛生工学的対策によるリスク低減の可能性、社会的有用性の程度又は代替品の有無

4 発がん性のリスク低減のための措置

(1) 閾値がないと考えられている場合

閾値がないと考えられている場合には、がんの過剰発生率によりリスクの判断を行うこととされているが、一般的には当該値を算定できる物質は限定されている場合が多いことから、リスクの判定ができない場合も考慮する必要がある。

このような場合においても、がんの重篤性を考慮すると、労働者の発がん性物質

へのばく露を可能な限り少なくすることにより、健康障害の発生を防止することが求められることから、次の行政的措置を講ずべきである。

ア 人に対する発がん性が知られている物質については、禁止、製造許可又は特別規則による規制の対象とすべきであること。

イ 人に対しておそらく発がん性がある物質については、禁止、製造許可、特別規則による規制又は行政指導の対象とすべきであること。

上記のア又はイの措置を講ずる場合には、3の(2)のイ及びウを考慮するものとする。

ウ 人に対する発がん性が疑われる物質については、行政指導の対象とすべきである。

(2) 上記(1)以外

上記(1)以外の場合には、ばく露レベルを閾値以下に抑制するよう管理することにより、健康障害の発生を防止することが可能であると考えられるが、がんの重篤性を勘案して(1)と同様な措置を講ずべきである。

なお、上記(1)及び(2)のように人に対して発がん性があると判断された物質等を禁止、許可、管理(特別規則による規制)の3段階に分類して法規制することは、昭和52年に批准されたILO職業がん条約の考え方による規制とも一致する。

(3) 人に対する発がん性が知られている物質等に係る留意事項

人に対する発がん性が知られている物質、又は人に対しておそらく発がん性がある物質については、国が行うリスク評価の結果、「現時点では作業は必要ないと考えられる」又は「今後とも情報収集に努めるものとする」とされた場合であっても、発がん性の重篤性に鑑み3の(2)のイ及びウの事項を考慮し、必要に応じて適切な措置を講ずべきである。

5 発がん性以外のリスク低減のための措置

リスクがあると判断された臓器毒性・全身毒性又は生殖毒性の有害性クラスについては3の(2)を考慮して、次の措置を講ずることが妥当である。

(1) ばく露量が多く、重度の健康障害を生ずる物、または重度の健康障害を生ずるおそれのある物については、禁止、製造許可又は特別規則による規制の対象とすべきである。

(2) ばく露量が多く、健康障害を生ずるおそれのある物については、特別規則による規制、安衛則第3編の衛生基準の適用又は行政指導により対応すべきである。

6 短い期間のばく露によりリスクが発生する有害性のあるもの等

有害性の区分のなかには、短い期間のばく露によりリスクが発生する有害性のある

もの又は無毒性量等とばく露レベルとの比であるMOEの概念によるリスク評価になじまないものもあることから、これらのクラスの有害性については、次の措置を講ずることが妥当である。

(1) 急性毒性

急性毒性のGHSの区分に応じて有害性の程度が記載されてくることから、講ずべき措置を検討するに当たっては、急性毒性のGHSにおける該当区分、発じん性、揮発性等の物理化学的性状、ばく露状況を勘案し、特別規則による規制、安衛則第3編衛生基準の適用又は行政指導により対応すべきであること。

(2) 皮膚腐食性・刺激性、眼に対する損傷性・眼刺激性又は感作性

当該クラスの有害性に係る措置については、眼・皮膚通達に該当するものである場合には、発じん性、揮発性等の物理化学的性状、ばく露状況を勘案し、同通達に基づく措置又は行政指導により対応すべきである。

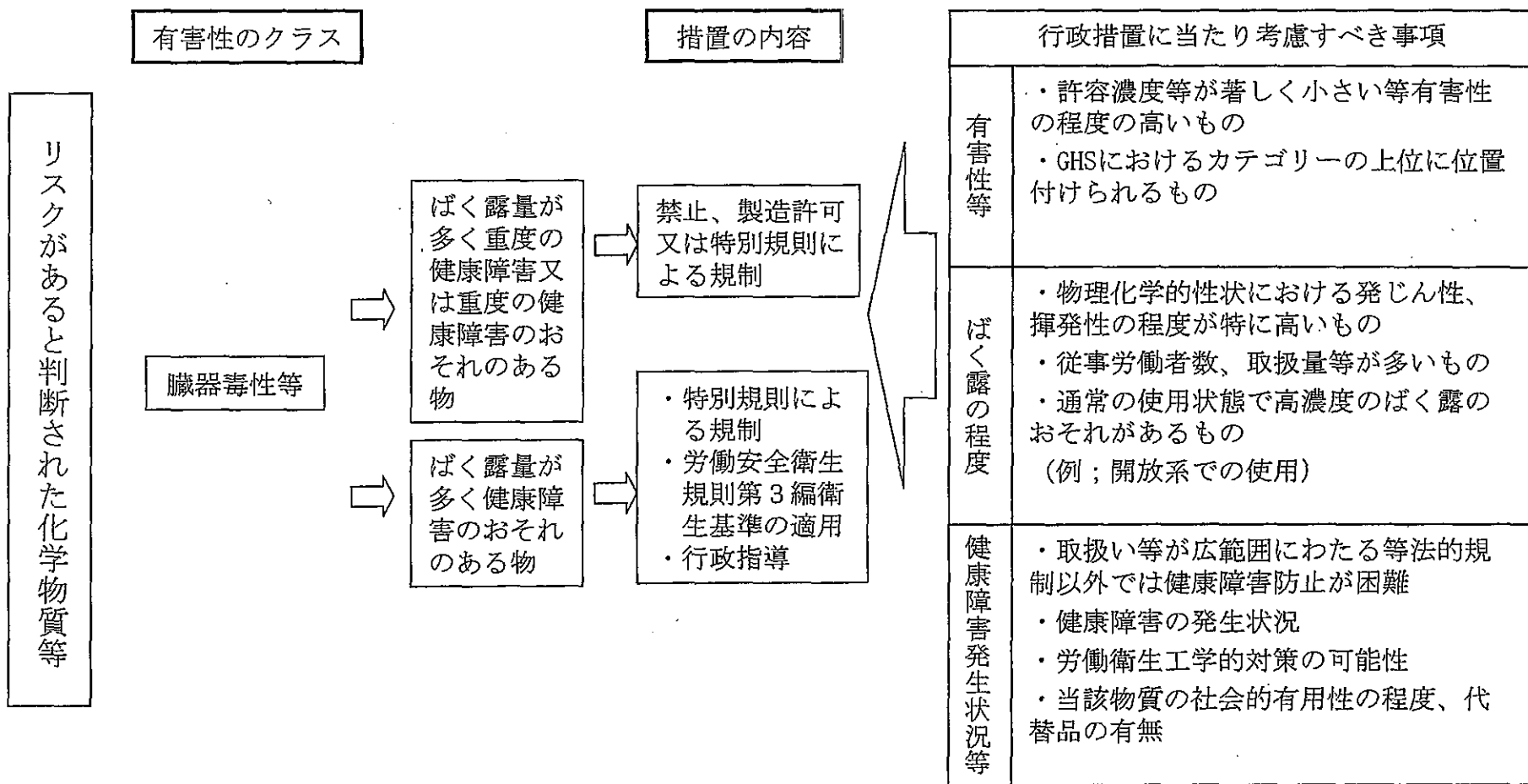
(3) 変異原性について

変異原性が強いと判断された物質については、変異原性の評価、国内における当該物質の製造量、使用量、用途等を勘案し、行政指導の対象とすべきである。

7 現時点では作業は必要ないと考えられる等の場合

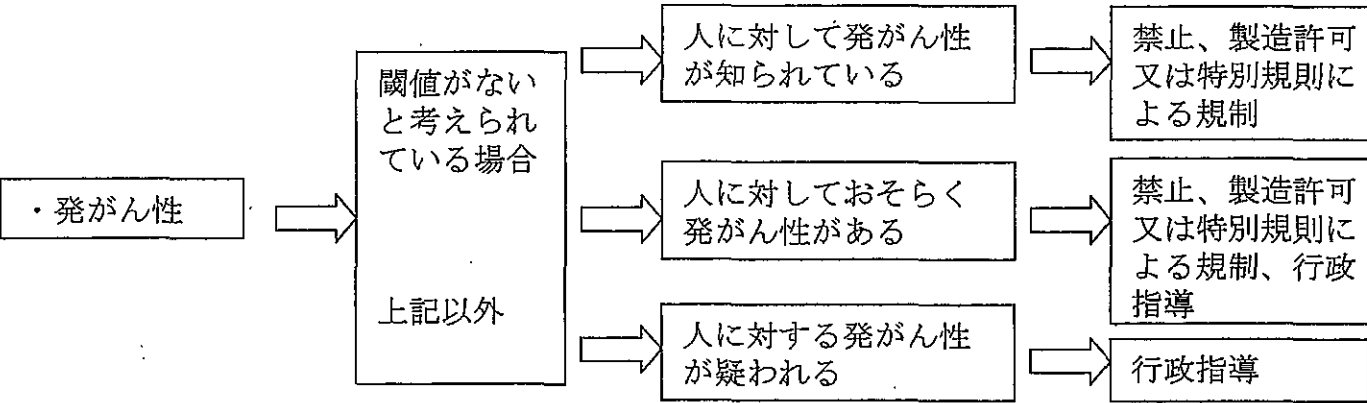
国が行うリスク評価において、「現時点では作業は必要ないと考えられる」又は「今後とも情報収集に努めるものとする」と判断された場合でも、リスク評価の対象となった作業等では有害物の取扱い作業等が行われていること、また、リスク評価は得られた範囲の限られた情報に基づくもの等であることから、不確実性が含まれることを踏まえると、事業者は健康障害を防止するためにMSDS等に基づき自主的に化学物質管理を行うことが求められる。

リスク評価の結果に基づき講ずべき措置の進め方



リスクがある又はリスクを評価できないと判断された化学物質等

有害性のクラス



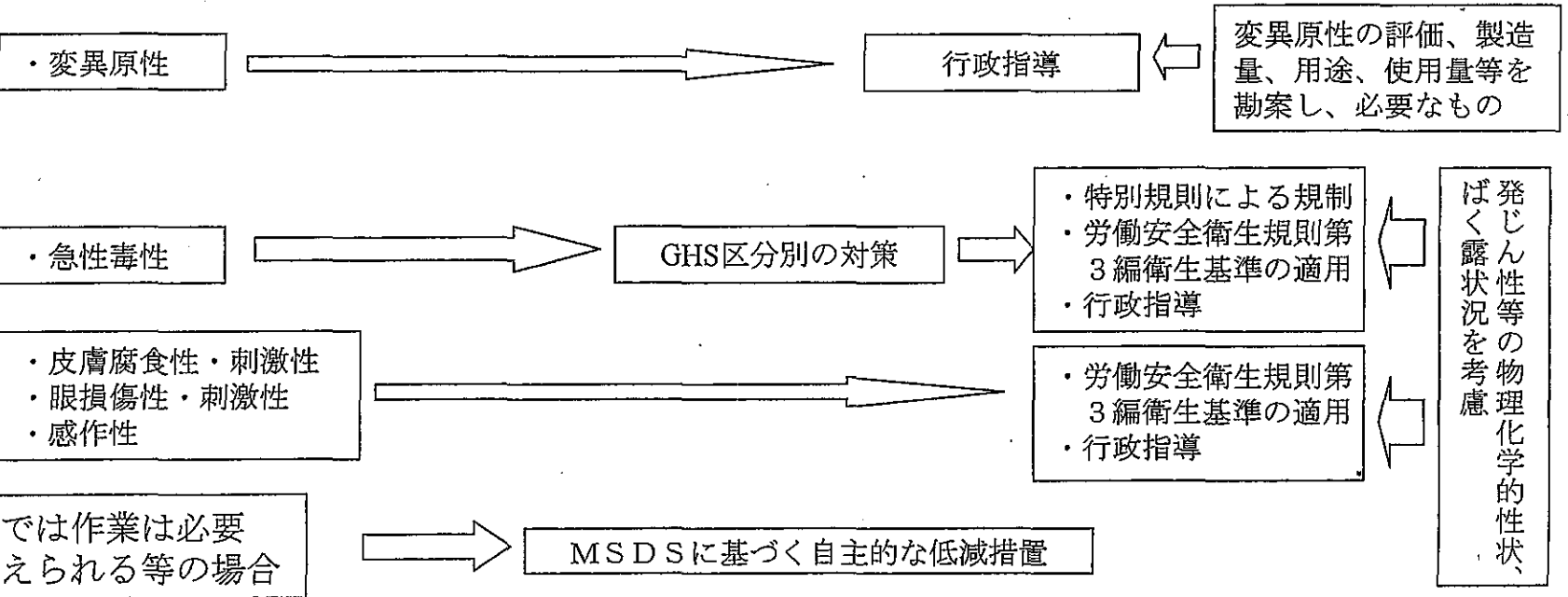
措置の内容

考慮すべき事項

ばく露の程度、障害発生状況、労働衛生工学的対策の可能性、代替品の有無、社会的有用性

18

リスク評価になじまないもの



197

第3 ばく露関係情報の届出について

1 趣旨

あり方検討会報告書においては、国によるリスク評価を可能とするためには、事業場におけるばく露関係情報の把握が必要とされ、このためには、事業場における労働者の作業内容、作業従事労働者数、密閉系で使用する等の作業環境等のばく露関係情報を収集、提供する仕組みが必要であるとしている。

また、平成16年12月27日、労働政策審議会から厚生労働大臣に対して「今後の労働安全衛生対策について」建議が行われた。このなかで、「国はリスク評価のための情報収集を目的に、事業場における労働者の作業内容、従事労働者数、密閉系での使用等のばく露関係情報を収集する仕組みを整えること。」とされている。

このため、ばく露関係情報の届出の義務を課する際の事業者の要件、届け出るべき項目等について検討した。

2 ばく露関係情報の把握の目的及びその現状と課題

(1) 目的

ばく露関係情報を収集する主要な目的は、事業場から提出された作業内容、作業環境の状況等のばく露関係情報から判断して、労働者の化学物質へのばく露の程度やその広がりを推定し、健康障害の発生のおそれのある作業等を事前に把握し、必要に応じて関係事業場の指導、支援等を行うこと、次に、これらの作業等のうち有害性やばく露レベルが高く健康障害のおそれがあると想定されるものについて、ばく露関係情報を分析のうえ、ばく露評価による定量的なリスクの判定を行い、必要な場合には国として健康障害防止措置を講ずることである。

(2) 現状及び課題

事業場で製造し、又は使用されている未規制化学物質に係るばく露関係情報については、法令に特段の規定がないことから、調査等を行わない限りこれを把握することは困難である。

一方、アンケート調査、ヒアリング等により対象事業場を把握し、ばく露関係情報を得る方法のうち、アンケート調査等は対象事業場が把握できる場合に実施が可能であり、未規制物質の使用状況が未知の場合は調査そのものの実施が困難である。

また、仮に対象事業場を把握できたとしても、協力の得られる事業場のみの回答となるおそれがあり、健康障害のおそれのある作業等の状況を十分に把握することができなくなる。

一方、国によるリスク評価では統計的な代表性を担保するために無作為に抽出されたデータに基づいて実施することが重要であるが、これらの無作為性を損なわないためには、測定データを任意に抽出することができる仕組みを整える必要がある。

3 届出の対象物質等

(1) 届出の対象物質

安衛法第57条の2の通知対象物は、労働者に健康障害を生ずるおそれのあるものとして譲渡等の際して有害性等の情報の提供が義務付けられている物質であること、事業者はMSDSにより有害性や取扱い物質の成分を知ることができ、従って、届出の対象物質に該当するか否かを判断することができること等を勘案すると、通知対象物を届出の対象とする必要がある。ただし、特化則等の特別規則において規制している一定の物質を除く。

(2) 混合物の取扱い

譲渡等を行う物質が、通知対象物を重量の1%を超えて含む場合には、MSDS交付の対象となる。一方、GHSでは、発がん性物質等以外のものについては1%以上含有するもの、区分1の発がん性物質等については0.1%以上含有するものを対象としている。したがって、届出を義務付ける対象物質についても、MSDSの交付の基準がGHSに沿って改正された場合には、同様な含有率の物を対象とすることが適当である。

4 事業者等の要件

(1) 事業者

届出の対象となる物質を取り扱うすべての事業者に対して、届出の義務を課すことが望ましいが、国が行うリスク評価は、ばく露レベルが高くリスクが高いと想定される作業等を対象としている。このため、届出の義務を課す事業者としては、ばく露レベルが高いと想定される作業等で、届出対象物質を一定量以上取り扱っている者に限定することは合理的と考えられる。

(2) 事業場

安衛法では、事業場における安全衛生管理は、事業場単位で実施することとされ、また、同法に基づく各種の報告は原則として事業場単位となっていることから、事業者は、ばく露関係情報の届出を事業場別に行うことが合理的である。

ア 規模

(ア) 労働者数が一定規模以上の安全衛生管理体制の整っている事業場を調査対象とすることにより、確実な情報を把握することができる。しかしながら、総務省「平成13年事業所・企業統計調査」によると、10人未満の事業場は8割以上を占めることから、対象事業場を安全衛生推進者等の選任義務のある労働者10人以上の規模の事業場に限定した場合には、小零細規模の事業場が相当数が対象から除外される可能性がある。

一方、労働者数を限定せず、届出対象の事業場を取扱量のみで限定する場合

には、小零細規模の事業場が対象になる可能性があり、当該事業者の負担が多くなる可能性も考えられる。しかしながら、届出の対象となる化学物質は、有害性の高いものを対象としていることから、これらの有害物を一定量以上取り扱っており、ばく露防止対策が十分でない場合には、労働者への健康障害の可能性が考えられる。このため、規模にかかわらず事業者の健康障害防止対策に対する自主的な取り組みを促進すること等のためにも届出を義務付けることは必要と考えられる。

(イ) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「P R T R法」という。)では、「小規模の事業者については、P R T Rの継続的な実施に必要な事務体制の整備が困難であること、事業者における化学物質の取扱量が一般的に少ないこと等の事情から、P R T R法に基づく排出量等の把握及び届出義務を課すことが事業者に人的・経済的に過重な負担となったり、円滑な義務履行が困難」(今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について(第二次答申))として、従業員数21人以上としている。

(ウ) 当届出制度は事業場の作業の現状を届け出るのみであり、P R T R法と異なり、人的・経済的に過度な負担となるおそれは少ないと考えられること、また、上記(ア)の理由をも併せると、対象事業場の規模は考慮しないことが適当と考えられる。

イ 業種等

化学物質は種々の業種において取り扱われ、また、化学物質による健康障害は業種にかかわらず発生しているので、国によるリスク評価はばく露のおそれのある作業について業種にかかわらず実施することが望ましい。

通知対象物は有害業務のある製造業等の業種において多く使用されている場合が多いこと、国が行うばく露評価は取扱量等が多い等のばく露レベルが高いと想定される作業について実施されるものであることを勘案すると、届出義務の対象となる主要な業種としては、化学物質の使用実態を踏まえて労働衛生上有害な業務がある第一種衛生管理者を選任しなければならない業種等一定の業種が主要な対象になるものと考えられる。

ウ 取扱量

対象事業場は、下記の(ア)の結果からみて、(イ)の要件に該当する事業場とすることが適当である。

(ア) P R T R調査結果

平成12年と平成13年に経済産業省及び環境省において実施された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律におけるP R T R対象物質の取扱い等に関する調査について」(以下「P R T R調査」という。)の調査結果から次のことがわかる。

- a P R T R対象物質を1年間に1トン以上取り扱っている事業所が、取扱い総量のほとんどすべてを占めていること。
- b 1トン以上取り扱っている事業所は、調査対象事業所の約6割を占めること。
- c 調査結果から、0.5トン以上の取扱い事業所まで拡大して推計すると、P R T R対象物質を0.5トン以上取り扱う事業所は、全体の約8割程度を占めるようになること。
- d 調査結果から、P R T R対象物質を取り扱う事業所の数は、その取扱量が少なくなるほど少なくなると推定することができること。

(イ) 取扱量の要件

以上のことから、届出の義務付けの対象とする事業場としては、通知対象物を取り扱っている事業場の大半を把握できるようにすること、一定量以上の取扱量のある事業場が含まれるようにすること等の条件を満たすためには、次のとおりとすることが適当である。

- a 対象となる物質又は当該対象となる物質を重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を取り扱っている事業場であること。
- b 個々の通知対象物の1年間の取扱量が0.5トン以上であること。なお、多種類の混合物を取り扱っている場合には、それぞれの混合物中の個々の通知対象物の含有量を、個々に合計したものが0.5トン以上であること。

5 届出項目及びその必要性

届出を行う項目は、事業場の名称、所在地等の基本的な情報の他、ばく露レベルを把握するために次の項目が必要である。

(1) 取り扱う化学物質等の名称

取り扱う化学物質等の名称は、報告の対象物質名及び当該対象物を重量の1%を超えて含有する製剤その他の物の名称とする。

(2) 用途

ばく露の状況を推定するための情報として、原材料として使用されるのか、溶剤として使用されるのか等の基本的な情報として使用目的を知る必要がある。

(3) 化学物質の性状

取り扱う物質が、揮発性や発じん性が高い場合には、作業場の空気中の濃度が高くなる可能性が高いことから、どのような性状で取り扱われているか、ばく露評価を実施する際の情報として必要なものである。

(4) 取扱量及び対象労働者

取扱量が多い開放系等の作業においては、一般的に空気中の濃度も高く、したがってばく露レベルが高くなることから取扱量は必要な情報であ

る。

また、ばく露労働者の範囲を把握することにより、その広がり把握することが可能となる。なお、取扱量については、製造者にあつては製造量を、使用者にあつては消費量等とすることが適切である。一定の要件のもとでは消費量は、購入量で代替することは可能である。

届出の対象となる労働者は、対象物質の取扱い作業から発散する有害物にばく露すると考えられる範囲内の場所において行われる作業に従事している労働者及び当該場所に近接している場所においてばく露を受けるおそれのある労働者とするのが適当と考えられる。

(5) 換気設備等の設置状況等

労働者のばく露の程度は、密閉系又は開放系のいずれの工程で化学物質が取り扱われている作業に従事しているかに大きく影響される。また、開放系の工程等で取り扱われている場合には、使用している換気設備の設置状況がばく露レベルに影響するので必要な情報である。

(6) 対象作業

届出の対象となる作業は、ばく露を受けるおそれのある作業とする。したがって、密閉系の工程における作業等のばく露をうけるおそれのない作業は除かれる。

(7) 取扱い時の温度等

高温の物質を取り扱っている場合には、ばく露の可能性が高くなることから、物質の取扱い時の温度を知る必要がある。

(8) 作業時間

有害物にばく露すると考えられる範囲内の場所等において作業等に従事している時間が、ばく露を受ける時間と想定されることから、作業時間はばく露時間を知るために必要な情報である。

(9) その他

提出事項の記載の方法等については、事業者に対する負担と当該義務を課すことによる効果に留意する必要がある。このため、届出様式については作業を類型化、分類し、これを選択できるような方式等について配慮するものとする。

6 届出の仕組みについて

届出の仕組みの例として、別紙の方法を示す。

ばく露関係情報の届出の仕組み（例）

1 届出の対象物質

- (1) 届出の対象となる物質は、労働安全衛生法第57条の2第1項において、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物として、政令で定めている物（通知対象物）のうち、厚生労働大臣が指定するもの。ただし、特化則等の特別規則において規制している一定の物を除く。
- (2) 通知対象物又は通知対象物を重量の1%を超えて含有するもの。

2 届出対象物質名の公表

(1) 届出対象物質名の公表

国は、届出の対象となる化学物質の名称及び時期を定期的に公表することとする。

(2) 届出の期間等

届出の対象となる物質名が公表された後、一定期間内に所定の様式に必要事項を記載し、所轄労働基準監督署に届け出るものとする。ただし、同一物質に関して定期的に届け出る必要はない。

3 対象事業者の範囲

- (1) 事業者 届出対象物質にばく露するおそれのある作業を行っている事業者
第一種衛生管理者を選任すべき業種等一定の業種が主要な対象
- (2) 規模 すべての規模の事業場
- (3) 範囲 届出の対象となる化学物質を、前年度の1年間に0.5トン以上製造又は消費等した事業場

4 届出項目

(1) 事業場の名称等

事業場の名称、事業の種類、所在地、労働者数

(2) ばく露関係情報

- ・ 化学物質の名称
- ・ 含有率
- ・ 用途
- ・ ばく露を受ける作業の内容
- ・ 取り扱う化学物質の性状
- ・ 換気設備の設置状況
- ・ 作業時間
- ・ 化学物質を含有する製剤等の名称
- ・ 製造量又は消費量等
- ・ ばく露を受ける労働者数
- ・ 取扱い時の化学物質の温度
- ・ 保護具の使用状況

5 ばく露関係情報の取扱い

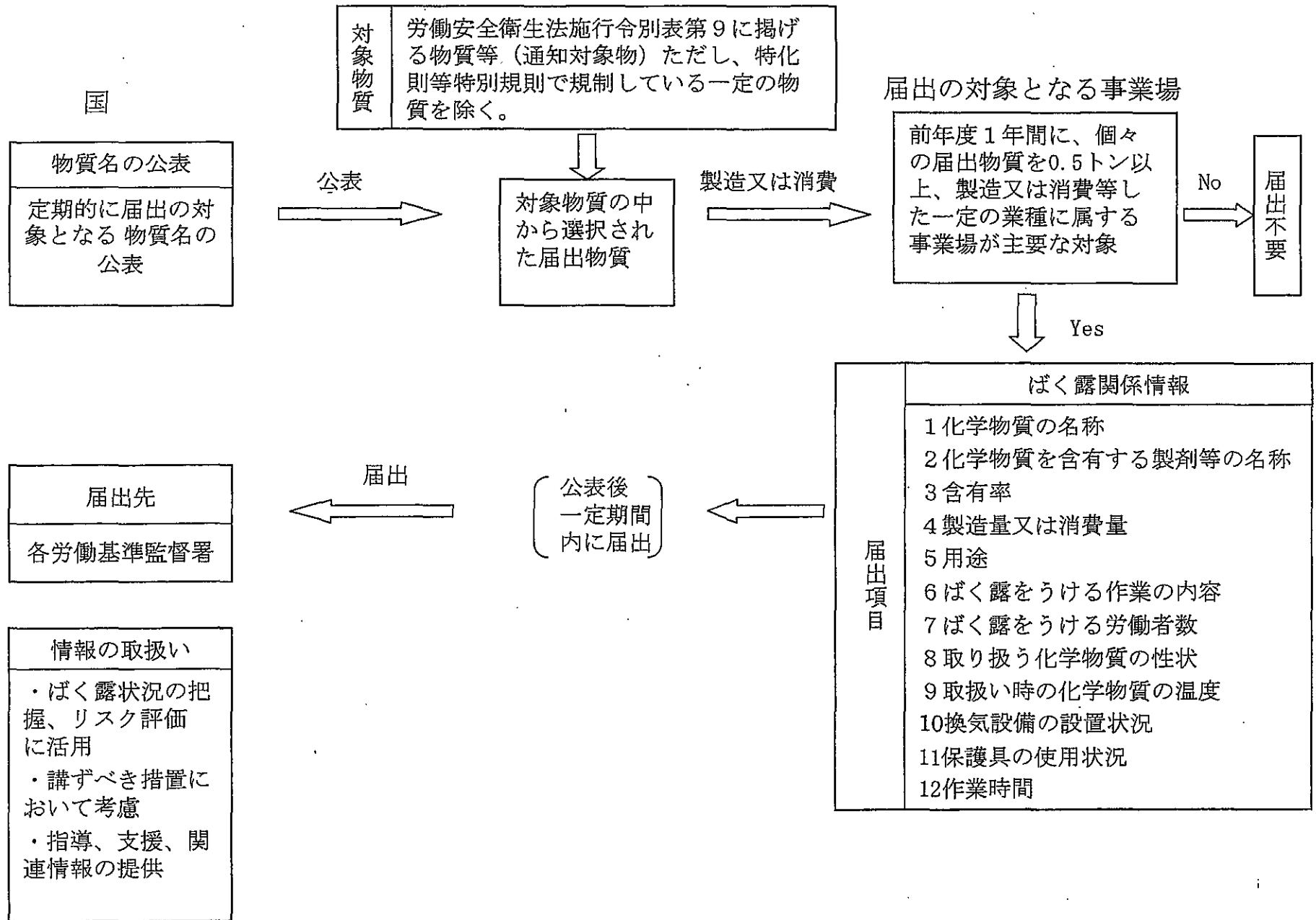
- (1) 国によるリスク評価、ばく露評価での活用、またリスク評価後、リスクありと判定された場合の講ずべき措置の検討資料として活用
- (2) 必要に応じて、指導、支援、関連情報の提供

6 事業場における届出の手順例

対象となる化学物質を製造し、又は使用している事業場が、取扱量を把握するためには、次の方法が考えられる。

- (1) 化学物質を含有している製剤等について台帳等から確認する。
- (2) MSDS を用いて届出の対象となる化学物質が含まれていること及びその含有率が1%を超えていることを確認する。
- (3) 前年度の1年間の化学物質の取扱量を、台帳等から把握する。
- (4) 取扱量と MSDS から、前年度の調査対象化学物質の合計量が0.5トン以上の場合には、所定の様式により国に届け出る。

ばく露関係情報の届出の仕組み (例)



労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会開催要綱

1 趣旨・目的

我が国の産業界では、5万種類を超える化学物質が製造又は使用されているが、これらの化学物質等の中には健康障害のおそれのあるものも多数存在している。

このような多数の化学物質等をすべて法的に一律に規制することは現実的ではないことから、事業者自ら、当該物質の有害性等とばく露の程度からリスク評価を行い、必要な措置を講ずる自律的な管理が基本とされている。

しかしながら、現に発生している職業性疾病のうち、法令で規制していない化学物質等によるものが半数程度を占めていること等を考慮すると、労働者が有害性の高い物質を直接取り扱う作業等、ばく露量が大きくリスクが高いと予想される一定の要件のものについては、国がリスク評価を行い、その結果に基づいて措置を講ずる必要がある。

当検討会においては、国が行うリスク評価の方法、リスク評価後の措置等について検討するため、労働基準局長のもとに有識者の参集を求め、16年度末頃を目途に検討結果を提出する。

2 検討内容

- (1) 化学物質のリスク評価の方法等に関すること。
- (2) ばく露関係情報の収集等に関すること。
- (3) リスク評価後の措置に関すること。
- (4) その他リスク評価に必要な事項に関すること。

3 その他

- (1) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (2) 本検討会は必要に応じ、別紙参集者以外の有識者の参集を依頼できるものとする。
- (3) 本検討会は必要に応じ、関係者からヒアリングを行うことができるものとする。
- (4) 本検討会は、原則として公開することとするが、検討に当たり、企業、労働者に係る個別事案を取り扱う際には非公開とする。
- (5) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室において行う。

労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会 参集者名簿

(五十音順 敬称略)

- 内山 巖雄 京都大学大学院工学研究科教授
- 江馬 眞 国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター
総合評価研究室室長
- 大前 和幸 慶應義塾大学医学部教授
- 加藤 隆康 トヨタ自動車株式会社安全衛生推進部長
- 岸 玲子 北海道大学大学院医学研究科教授
- 櫻井 治彦 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長
- 清水 英佑 東京慈恵会医科大学環境保健医学講座教授
- 福光 保典 (社)日本化学工業協会環境安全部部長
- 本間 健資 (独)産業医学総合研究所企画調整部長
- 和田 攻 東京大学名誉教授

○は座長